

# 大分県報

令和三年  
第二五八号  
十一月九日

（火曜日）

## 目次

### 規則

災害救助法施行細則の一部改正……………一

### 告示

大規模小売店舗に係る公示……………一

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（三件）……………二

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………四

### 公告

所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………四

開発行為の完了……………五

## 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九十一号

### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年大分県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の一の(三)中「設置費」の下に「（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる知事が別に定める経費）」を加え、同表の一の一の(六)中「避難所」を「法第四条第一項第一号の避難所」に、「する」を「し」、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、知事が別に定める日までの期間とする」に改め、同表の六の(三)中「一箇月以内」を「三箇月以内」

令和三年十一月九日

大分県報（規則・告示）

一

内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内）に改め、同表の十二の(一)中「被災者」の下に「（法第四条第二項の救助にあつては避難者）」を加える。

第一号様式の一、第五号様式から第八号様式まで、第十号様式及び第十二号様式中「四」を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一の規定（同表の六の(三)の規定を除く。）は令和三年五月二十日から、同表の六の(三)の規定は同年六月十八日から適用する。

## 告示

大分県告示第六百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

仮称 ファッションセンターしまむら・バースデイ宇佐ファッションモール店

宇佐市大字上田字寺ノ前百九十二―一・百九十二―二・百九十三―一

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社しまむら

代表取締役 鈴木 誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社しまむら

代表取締役 鈴木 誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年九月十四日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百三十九・四平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.一 建物西側 七十八台

駐車場No.二 建物北側 六十四台

合計 百四十二台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No.一 建物正面西側 十四台

駐輪場No.二 建物正面西側 十四台

合計 二十八台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

荷捌き施設No.一 建物北側 二十七平方メートル

荷捌き施設No.二 建物南側 二十七平方メートル

合計 五十四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設No.一 建物内北側 十四・六四立方メートル

廃棄物保管施設No.二 建物内南側 十一・七五立方メートル

合計 二十六・三九立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後八時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.一 店舗敷地西側 二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二 届出年月日

令和三年十月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

2 縦覧期間

令和三年十一月九日から令和四年三月九日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（B区画）

佐伯市鶴岡西町二丁目百九十七番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

変更前 株式会社明屋書店

代表取締役 酒 井 修

愛媛県松山市湊町四丁目一番地十九

外三者

変更後 株式会社明屋書店

代表取締役 星 野 幸 弘

愛媛県松山市湊町四丁目一番地十九

外三者

4 変更の年月日

令和元年三月四日

二 届出年月日

令和三年十月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十一月九日から令和四年三月九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

### 大分県告示第六百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

令和三年十一月九日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（D区画）

佐伯市鶴岡西町二丁目百八十一番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マックハウス

代表取締役 北 原 久 巳

東京都杉並区梅里二丁目七番七号

外三者

変更後 株式会社マックハウス

代表取締役 坂 下 和 志

東京都杉並区梅里二丁目七番七号

外三者

4 変更の年月日

令和三年五月十九日外

二 届出年月日

令和三年十月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十一月九日から令和四年三月九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出する。

大分県報（告示）

出しなければならぬ。

なお、法第八條第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五條第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（E区画）

佐伯市鶴岡西町二丁目百二十二番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社しまむら

代表取締役 鈴木 誠

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

外七者

変更後 株式会社しまむら

代表取締役 鈴木 誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号

外七者

4 変更の年月日

令和三年一月二十四日

二 届出年月日

令和三年十月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十一月九日から令和四年三月九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならぬ。

なお、法第八條第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八條第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年十一月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（区画整理）

久住地区

令三・一一・九から  
令三・一一・二九まで

竹田市役所

○公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九條の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和三年十一月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所

所在の不明な者の氏名

揭示場所

工藤 茂、工藤 登三郎

由布市役所

二 通知の要旨

令和三年十月十二日付け大分県告示第五百九十九号により行った森林法第三十条の規定による通知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年十一月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字永添字市木百九十九番一、二百一番二、二百二番七及び二百七番二並びに百九十九番一及び二百一番二の各地先里道

二 開発区域の面積

三千八百五十六・四四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

福岡県朝倉市一ツ木千百四十八番地の一  
株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森 竜 馬

四 完了検査年月日

令和三年十月二十一日

令和三年十一月九日

大分県報（公告）

五